

総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会
「多能性幹細胞等からのヒト胚に類似した構造の作成等に関する検討」に係る
作業部会運営規則(案)

令和5年●月●●日

生命倫理専門調査会会長

(目的)

第1条 本運営規則は、総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会（以下「生命倫理専門調査会」という。）運営規則（令和3年4月15日一部改正）第13条第1項に基づき設置された「多能性幹細胞等からのヒト胚に類似した構造の作成等に関する検討に係る作業部会」（以下「作業部会」という。）の円滑な運営を行うことを目的に、生命倫理専門調査会運営規則第13条第2項に基づき生命倫理専門調査会会長（以下「会長」という。）が定めるものである。

(所掌)

第2条 作業部会では、会長が、必要があると認めた事項等に係る調査・検討を行う。

2 検討結果については、生命倫理専門調査会に報告を行う。

(組織・構成員等)

第3条 作業部会の構成員は次のうちから会長が指名をした者とする。なお、1号及び2号については、最低1名を構成員としなければならない。

(1) 生命倫理専門調査会 専門委員（以下「専門委員」という。）

(2) 関係する分野に係る学術等に関係する有識者

(3) 座長が必要と認める者

2 作業部会に、特定の事項を調査、検討させるため必要がある時は、臨時構成員を置くことができる。臨時構成員は、特定の事項に係る専門的見地からの調査、助言等を行うことが可能な学識経験者等のうち、会長が指名をした者とする。

3 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者をオブザーバーとして作業部会に出席させることができる。

(構成員及び臨時構成員の任期等)

第4条 構成員及び臨時構成員の任期は、該当する検討事項に係る調査、検討等を行う期間とし、調査、検討等が終了したときは解任される。

2 構成員及び臨時構成員の調査、検討等の期間が2年を超える場合は、改めて指名を行う。

- 3 補欠等の構成員及び臨時構成員の任期は、前任者等の残任期間とする。
- 4 構成員及び臨時構成員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 作業部会に座長を置き、会長が、構成員のうちから指名する。

- 2 座長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 3 座長に事故等あるとき、予めその指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会は、構成員及び臨時構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

作業部会の議事は、構成員及び臨時構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。

- 2 作業部会に属する構成員及び臨時構成員が作業部会を欠席する場合は、代理人を作業部会に出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。
- 3 作業部会を欠席する構成員及び臨時構成員は、座長を通じて、当該作業部会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(公開)

第7条 作業部会の会議は原則公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当と判断したときは、作業部会の会議を非公開とすることができる。

- 2 作業部会会議を公開しないこととしたときは、その理由を公表するものとする。

(内容の公表等)

第8条 座長は、作業部会における調査・検討の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が公表しないことが適当であるとしたときは、内閣府と相談のうえ、議事録のその全部、又は一部を非公開とすることができる。

(資料の提出等の要求)

第9条 作業部会は、その所掌を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関等の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 座長が必要と認めるときは、作業部会に属する構成員及び臨時構成員以外の者に対し、会議に資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 作業部会の庶務は、内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
付課題実施担当参事官（人・暮らし担当）付において処理する

(雑則)

第 11 条 この運営規則に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、
座長が定めるものとする。

附則

(施行日)

本運営規則は、令和 5 年●月●●日から施行する。